

第3回中期経営改善計画検討委員会の概要

1 日 時 令和8年1月27日(火) 午前10時00分～午前10時50分

2 場 所 滋賀県危機管理センター 会議室3

3 出席委員 家森委員欠席 他3委員出席

4 議 事

議題 第4期中期経営改善計画(案)について

(1) 第2回検討委員会での意見と対応について

○主な意見

- ・基本方針では、計画達成が極めて困難とあるが、共通認識としては、不可能との認識である。

(2) 第4期中期経営改善計画(案)のとりまとめ

以下のとおり、計画案の主な整理事項について確認・総括し、今後の対応方針を共有した。

○基本方針について

分収造林事業の収益確保が困難な状況を踏まえつつ、公社が果たすべき役割として、森林の公益的機能の持続的発揮と地域林業の発展に資することを基本方針として示した。

○森林整備に関する事項について

非採算林における間伐事業量を増加させ、針広混交林化を推進し、また既設路網について現況調査を実施し、必要な補修につなげることとした。これらにより、災害に強く公益的機能を持続的に発揮する森林づくりを進める。

○木材の生産および販売に関する事項について

施業面積・木材生産量・伐採収益はいずれも第3期計画を下回る見込みであるが、架線技術の検討など人材育成に資する取組を盛り込んだ。

○財務状況の改善に関する事項について

分収割合の変更は行わず、契約期間の延長や不採算林の解約は、契約期限を迎える事業地に限定し、丁寧な説明と合意形成を図りながら進めることとした。

○その他経営の改善に関し必要な事項について

森林の公益的価値やカーボンニュートラルへの関心の高まりを踏まえ、企業等との連携を引き続き推進することとした。

○総括して

解散を視野に置いた本計画案では、基本方針において収益確保が困難であることを明確にしたうえで、契約交渉の方針を見直し、木材生産よりも公益的機能の発揮を重視する内容とした。

第4期計画期間は公社にとって転換期となるが、本計画案は、公益的機能の持続的発揮と地域林業の発展に向け、着実に取り組む姿勢を示すことができた。

委員会として、本計画案を取りまとめ、公社理事長へ報告することとする。

○今後について

公社の解散が県により正式決定された後、事業収束計画を策定し、第4期計画は必要に応じて変更のうえ、両計画を併存させて事業を進める見込みである。

林業経営の観点から公社事業の継続は難しいが、公社解散によって、これまで公社が造成してきた森林が荒廃しないよう対応することが非常に重要である。

公社解散後も公益的機能を持続的に発揮できるよう、県により適切に森林を維持管理されることを期待する。

以上